

第7期 事業計画

(1) 映像実演の権利処理を適正に行う事業 [権利処理]

- ①本機構に委任している権利者の権利の内、指定団体業務、および放送番組全部利用のビデオグラム化、番組販売、送信可能化権等の一任型権利行使について、C P R A に復委任するとともに、権利処理を適正に行う。
- ②本機構に委任している権利者の権利の内、有線放送同時再送信に係わる報酬請求権と I P マルチキャスト送信に係わる補償金については、a R m a に復委任して、権利処理を適正に行う。
- ③在京民放5社との間で、放送番組の部分利用についての基本ルールの見直しを行う。
- ④放送番組の部分利用等の効率を高め、迅速かつ適正な権利処理を進めるため、本機構独自の電子許諾システム「PREX」のさらなる普及の推進と、改修を行う。
- ⑤放送番組等の円滑な利用促進のために、事業内容等を明確にしたパンフレットなど作成配布し、アウトサイダー等からの委任受託の拡大に努める。

(2) 使用料等の徴収と適切な分配を行う事業 [徴収・分配]

- ①文化庁指定団体業務等に係る権利をC P R Aへ委任し、権利行使によって生ずる使用料を受領する。
- ②放送番組全部利用のビデオグラム化、番組販売および送信可能化等に係る権利をC P R Aへ復委任し、権利行使によって生ずる使用料を受領する。
- ③有線放送同時再送信および、I P マルチキャスト送信における委任契約をa R m a と締結し、a R m a から使用料を受領する。
- ④放送局等からの部分利用料等の徴収、およびその他の使用料の徴収。
- ⑤前4項目により受領・徴収した使用料等の適切な分配を、本年6月と11月に行う。
- ⑥分配事業の安全かつ確実な実施のために、分配金システムの改修を進める。
- ⑦権利委任者へのより多くの使用料の分配を行うために、独自で放送番組の送信可能化やビデオグラム化などの権利処理を行い使用料等の徴収業務を行う方策を検討する。

(3) 映像実演の権利者に関するデータの収集と管理 [委任管理]

- ①実演家の権利処理を適切に行うため、委任状を取得・管理し、データの厳正な整備・管理を行う。
- ②事務局内における委任情報の管理については安全管理措置を講じ、情報保護に努める。
- ③C P R A、a R m a および社員団体等と協力し、委任情報の共有、適切な管理を行う。
特に、C P R A、a R m a のシステム使用には専用回線を使用する等、安全性の確保を行い、複数のシステムを使用する複雑性についても、各団体と協力し利便性の向上を図る。
- ④権利委任を受けている実演家や事務所の情報と管理を行うための引き続きシステム改修を行う。

(4) 著作隣接権および肖像権に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]

- ①セミナーを定期的に開催し、実演家の権利と、放送や新しいメディアによる利用などに関する知識を広める。
- ②実演家の権利等の調査研究・権利拡大のため、P R E 研究所設立に向けて検討をする。

(5) 映像実演の利用と流通に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]

- ①コンテンツの利用流通と実演家の権利についてのシンポジウムを開催する。
- ②日本放送協会および民放各社の放送番組の内容と出演者などに関する大規模な調査を行い、その成果を公表する。

(6) 映像実演の権利と利用流通に関する普及広報活動 [広報広告]

- ①実演家をとりにくく権利の問題や、放送や配信等における話題を中心に、普及啓蒙活動を行うため、広報誌「季刊P R E」の誌面と、ホームページにおけるコンテンツの充実を図る。
- ②関係各所へ本機構の広告を行い、実演家の権利についての認知向上とコンテンツの利用流通の円滑化を図る。

(7) 関係団体および利用者との連絡提携 [関係団体・放送局等]

- ①C P R A の運営に参加し、事業の協力をを行う。
- ②芸団協の新法人移行に伴う会議等に参加し、公益社団法人への移行に協力する。移行後C P R A と一体化される芸団協の運営に参加し、事業の協力をを行う。
- ③a R m a の運営に参加し、事業の支援・協力をを行う。
- ④音事協、音制連、M P N 、各関連団体等との緊密な連携提携、および情報交換を行う。

(8) その他、目的を達成するために必要な事業

- ①事務局職員の業務能力向上、および情報セキュリティの確保のために研修を行う。
- ②本機構の円滑な運営を進めるため、規程類の見直しを引き続き行う。
- ③本機構と委任者・事務所との連携の強化をはかり、組織の活性化と時代にふさわしい組織のあり方を研究する。
- ④芸能活動推進と実演家の地位の向上のため、事業の助成・支援、寄附、コンテンツ制作等を行う
- ⑤公益社団法人化の検討を行い、諸外国の権利処理団体との交流連携を見据えた法人名称への変更準備を進める。

以上